

薬生食監発 0710 第 1 号  
令和 2 年 7 月 10 日

各 ( 都 道 府 県  
保健所設置  
特別区 ) 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
( 公 印 省 略 )

食品衛生申請等システムの運用開始を踏まえた利用規約及び  
営業者等の個人情報の取扱いについて

食品衛生申請等システムについては、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成 14 年法律第 151 号)に基づき整備し、当該システムの活用により、「日本再興戦略 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)で示された事業者目線で規制改革、手続きの簡素化(「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報の提出は一度だけの原則」、「書式・様式の統一化」)、特に営業の許認可など事業者負担の重い分野について、行政手続コスト(事業者の作業時間)の削減を目指すとともに、新型コロナウイルス感染症発生を踏まえた「新しい生活様式」に対応した使用(テレワーク等)が想定されます。

当該システムの運用にあたり開始日、利用規約及び個人情報の取扱いを下記のとおり定めましたので、ご了知の程どうぞよろしくお願いいたします。

なお、当該システムは厚生労働省ホームページから接続することとなるため、厚生労働省ホームページの利用規約等が一律に適用されることとなります。

## 記

### 1. 食品衛生申請等システムの利用規約

食品衛生申請等システム利用規約を別添 1 のとおり規定し当該システムの中で提示することとする。

### 2. 食品衛生申請等システムの個人情報の取扱い

都道府県等が保有する個人情報の取扱いに関しては、各都道府県等の個人情報保護条例において規律されており、当該条例において、保有する個人情報の目的外利用や外部提供は禁止されているが、「本人の同意があるとき」の他、一定の事由がある場合は、この限りでないとされている。

食品衛生申請等システムへの「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号）による改正後の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく申請等の情報の入力、本人の同意を確認することとする。

具体的な確認方法は、別添 2「食品衛生申請等システムにおける個人情報等の取扱いについて」により規定し、当該システムのプライバシーポリシーの中で提示することとする。

当該システムを利用せず各自治体の窓口到手書きの申請書等が提出された場合においても、当該システムを利用した者と同様の情報の取扱いができるよう、別添 3 を参考に申請等をしようとする者に配付し確認をお願いする。

### 3. 食品衛生申請等システムの運用開始日

令和 2 年 5 月 29 日付け事務連絡「食品衛生申請等システムの運用について」により運用開始日について改めて連絡することとしていたが、本年 7 月 20 日から運用を開始する。運用を開始する業務の範囲は、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知「食品衛生申請等システムの運用について」（令和 2 年 3 月 31 日 薬生食監発 0331 第 1 号）のとおりとし、営業届の時期については、各都道府県等の条例等の整備状況を踏まえ追って連絡する。

### 4. その他（システム整備の背景等）

令和元年に施行された「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 16 号。以下「デジタル手続法」という。）において、地方公共団体の手続について電子情報処理組織等により行うことができるようにするための施策に関し国は支援等に努めること※1 とされており、また、デジタルファースト原則などデジタル 3 原則のもと、地方公共団体の行政手続についてもオンライン化が努力義務とされている。

また、デジタル手続法第 4 条に基づく情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システムの整備に関する計画として「デジタル・ガバメント実行計画」（以下「実行計画」という）が位置付けられ、当該実行計画の中で、「地方公共団体等の行政手続のオンライン化に必要な情報システムの国による統一的な整備」※2、「地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進」

※3が示され、地方公共団体等が行う行政手続についても、国が情報システムを整備する等が示されている。

これらを踏まえ、食品衛生法に基づく営業許可申請、営業届、食品等自主回収報告等が食品衛生申請等システムによりできることとなる。

※1 ○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）

第13条 地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※2 法令等に基づいて地方公共団体等が行う行政手続についても、国の行政機関等が行う行政手続と合わせてオンライン化を行うのが合理的である場合等には、国が情報システムを整備して、オンラインで利用できるようにするなど、地方公共団体等の意見を十分に聞きながら、可能な限り地方公共団体等の負担にならない仕組みを構築する。また、オンライン化の障壁となる制度についても、必要に応じて見直しを行う。

※3 地方公共団体は、住民に身近な行政サービスを提供する役割を担っており、地方公共団体の行政手続のオンライン化は、住民の利便性向上という観点から優先して行う必要がある。デジタル手続法により、デジタルファースト原則などデジタル3原則の下、地方公共団体の行政手続のオンライン化が努力義務となったことを踏まえ、地方公共団体の行政手続のオンライン化を支援する。